

規則

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十五号

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則（平成十八年埼玉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第二十九条」を「第三十一条第一項」に改める。

別記様式中「動物取扱責任者研修修了証」を「動物取扱責任者研修修了証（

「氏 名
年度）」に、（生年月日）を「氏 名
に改め、」
事業所の名称」
事業所の名称」
月 日」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。